

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】2
- 指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】6
- 指定障害福祉サービス事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】8
- 指定障害福祉サービス事業及び指定障害児通所支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】9
- 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】1 1

◇ 雑 報

- 公立大学法人北九州市立大学の 2 0 1 8 事業年度財務諸表【公立大学法人北九州市立大学総務課】1 6

北九州市告示第154号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月22日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和元年10月22日及び同年12月30日から令和2年1月3日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	2台	令和元年7月23日	北九州市門司区西海岸一丁目3番
	1台	令和元年7月31日	西海岸自転車保管所

J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 1 台	令和元年 7 月 9 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	1 9 台	令和元年 7 月 1 7 日	
	1 3 台	令和元年 7 月 2 2 日	
	8 台	令和元年 7 月 2 5 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和元年 7 月 1 8 日	
	7 台	令和元年 7 月 2 2 日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	2 台	令和元年 7 月 1 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	令和元年 7 月 2 日	
	1 台	令和元年 7 月 4 日	
	2 台	令和元年 7 月 8 日	
	3 台	令和元年 7 月 1 0 日	
	3 台	令和元年 7 月 1 1 日	
	3 台	令和元年 7 月 1 2 日	
	1 台	令和元年 7 月 1 6 日	
	1 台	令和元年 7 月 1 9 日	
	1 台	令和元年 6 月 2 3 日	

	53台	令和元年7月24日	
	3台	令和元年7月26日	
	1台	令和元年7月30日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	令和元年7月29日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番
小倉南区自転車放置禁止区域外	8台	令和元年7月5日	下城野自転車保管所
	8台	令和元年7月12日	
	4台	令和元年7月18日	
	5台	令和元年7月25日	
若松渡船場周辺地区自転車放置禁止区域	2台	令和元年7月12日	北九州市若松区響南町8番
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	令和元年7月12日	小石自転車保管所
若松区自転車放置禁止区域外	2台	令和元年7月3日	
	1台	令和元年7月18日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	3台	令和元年7月11日	北九州市八幡西区築地町10番
	2台	令和元年7月25日	築地自転車保管所
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	令和元年7月10日	北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所

J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和元年 7 月 23 日	
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	14 台	令和元年 7 月 16 日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	7 台	令和元年 7 月 5 日	北九州市八幡西区築地町 10 番 築地自転車保管所
	6 台	令和元年 7 月 23 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	8 台	令和元年 7 月 24 日	北九州市戸畑区三六町 13 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	22 台	令和元年 7 月 11 日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	1 台	令和元年 7 月 2 日	
	1 台	令和元年 7 月 16 日	
	1 台	令和元年 7 月 31 日	

北九州市告示第155号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第51条の19第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定による指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、法第51条の30第1項第2号及び法第51条の30第2項第2号並びに児童福祉法第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター・エコー 北九州市小倉南区朽網東四丁目12番30号	特定非営利活動法人全国重度障害者相談支援協会 東京都小平市花小金井南町一丁目18番45号10 理事長 長位鈴子	身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者	4037600030

(2) 指定一般相談支援事業者（地域定着支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター・エコー 北九州市小倉南区朽網東四丁目12番30号	特定非営利活動法人全国重度障害者相談支援協会 東京都小平市花小金井南町一丁目18番45号10 理事長 長位鈴子	身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者	4037600030

(3) 指定特定相談支援事業者（計画相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号

相談支援センター ・エコー 北九州市小倉南区 朽網東四丁目12 番30号	特定非営利活動法人全国 重度障害者相談支援協会 東京都小平市花小金井南 町一丁目18番45号1 0 理事長 長位鈴子	身体障害 者、知的 障害者、 障害児、 精神障害 者	4037600030
--	---	---	------------

(4) 指定障害児相談支援事業者

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援センター ・エコー 北九州市小倉南区 朽網東四丁目12 番30号	特定非営利活動法人全国 重度障害者相談支援協会 東京都小平市花小金井南 町一丁目18番45号1 0 理事長 長位鈴子	特定無し	4077601526

2 事業廃止年月日

平成31年4月30日

北九州市告示第156号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
パブリカ 徳力 北九州市小倉南区 徳力二丁目13番 5号	株式会社よろこび 福岡県行橋市大字稲童3 106番地46 代表取締役 毛利 崇	特定無し	4017701774

2 指定年月日

令和元年5月1日

北九州市告示第157号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定障害福祉サービス事業及び指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号及び児童福祉法第21条の5の25第2号の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション あいえる 北九州市小倉北区 堅町二丁目1番5号	特定非営利活動法人自立生活センターぶるーむ 北九州市小倉北区堅町二丁目1番5号 理事 後郷法文	特定無し	4017800592

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション あいえる 北九州市小倉北区 堅町二丁目1番5号	特定非営利活動法人自立生活センターぶるーむ 北九州市小倉北区堅町二丁目1番5号 理事 後郷法文	特定無し	4017800592

(3) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号

おひさまきつず 小倉南事業所 北九州市小倉南区 蜷田若園一丁目8 番3号	有限会社岡山しおみ防犯 センター 岡山県岡山市南区新保1 319番地6 代表取締役 塩見正輝	重症心身 障害児以 外	4057703839
--	--	-------------------	------------

- 2 事業廃止年月日
令和元年5月31日

北九州市告示第158号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項、第51条の19第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条第1号並びに第51条の30第1項第1号及び第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の25第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
訪問介護 アイトワ 北九州市小倉北区 上到津二丁目7番 5-107号	株式会社市口 福岡県行橋市東大橋二丁目11番35号 代表取締役 市川順子	特定無し	4017801558

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
訪問介護 アイトワ 北九州市小倉北区 上到津二丁目7番 5-107号	株式会社市口 福岡県行橋市東大橋二丁目11番35号 代表取締役 市川順子	身体障害者	4017801558

(3) 指定障害福祉サービス事業者（共生型生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
デイサービス みずーり 北九州市八幡西区香月中央二丁目10番24号	株式会社ベリーフィン 北九州市八幡西区大平一丁目10番10号 代表取締役 生津哲也	身体障害者、知的障害者、精神障害者	4016701593

(4) 指定障害福祉サービス事業者（短期入所）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ふくろう パルホール 津田 北九州市小倉南区津田四丁目7番5号	株式会社福老 北九州市小倉北区篠崎一丁目10番30号 代表取締役 梶原 豊	身体障害者、知的障害者、精神障害者	4017701782

(5) 指定障害福祉サービス事業者（共生型自立訓練（生活訓練））

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
デイサービス みずーり 北九州市八幡西区香月中央二丁目10番24号	株式会社ベリーフィン 北九州市八幡西区大平一丁目10番10号 代表取締役 生津哲也	知的障害者、精神障害者	4016701601

(6) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
nest ぎやらりいゆう 北九州市小倉南区	特定非営利活動法人 nest 北九州市小倉北区木町三丁目6番7号	身体障害者（肢体不自由）	4017701790

葛原高松二丁目1番28号	理事長 林 澄江	、知的障害者、精神障害者	
コア 北九州市小倉南区南若園町2番28号	株式会社まつい 北九州市小倉南区南若園町4番2号 代表取締役 松井竜司	特定無し	4017701808
ささえあい 北九州市小倉北区東篠崎一丁目4番1号TAKAビル片野101号	株式会社S E O 北九州市小倉北区東篠崎一丁目4番1号TAKAビル片野202号 代表取締役 一柳泰造	特定無し	4017801541

(7) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター響 北九州市小倉南区朽網東四丁目12番30号	一般社団法人響 北九州市小倉南区朽網東四丁目12番30号 代表理事 児玉良介	特定無し	4037700418

(8) 指定一般相談支援事業者（地域定着支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター響 北九州市小倉南区朽網東四丁目12番30号	一般社団法人響 北九州市小倉南区朽網東四丁目12番30号 代表理事 児玉良介	特定無し	4037700418

(9) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号

相談支援センター 響 北九州市小倉南区 朽網東四丁目12 番30号	一般社団法人響 北九州市小倉南区朽網東 四丁目12番30号 代表理事 児玉良介	特定無し	4037700418
COMPASSサ ポート小倉 北九州市小倉北区 片野新町一丁目3 番53号おかたビ ル1階	株式会社三葉 北九州市小倉南区葛原一 丁目2番35号 代表取締役 北田健二	障害児（ 知的障害 のある児 童）	4037800275

(10) 障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
北九州市立総合療 育センター 西部 分所 きらきら通 園 北九州市八幡西区 若葉一丁目8番1 号	社会福祉法人北九州市福 祉事業団 北九州市八幡東区中央二 丁目1番1号 理事長 萩野清隆	特定無し	4056715099

(11) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援センター 響 北九州市小倉南区 朽網東四丁目12 番30号	一般社団法人響 北九州市小倉南区朽網東 四丁目12番30号 代表理事 児玉良介	特定無し	4077703850
COMPASSサ ポート小倉 北九州市小倉北区	株式会社三葉 北九州市小倉南区葛原一 丁目2番35号	障害児（ 知的障害 のある児	4077801985

片野新町一丁目3 番53号おかたビ ル1階	代表取締役 北田健二	童)	
-----------------------------	------------	----	--

2 指定年月日

令和元年6月1日

公立大学法人北九州市立大学公告第2号

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項及び公立大学法人北九州市立大学定款第7条の規定により、公立大学法人北九州市立大学の2018事業年度財務諸表を次のとおり公告する。

令和元年8月22日

公立大学法人北九州市立大学理事長 津 田 純 嗣

貸借対照表

(2019年3月31日)

(単位：千円)

資産の部			
I. 固定資産			
1. 有形固定資産			
土地		6,127,500	
建物	14,791,077		
減価償却累計額	<u>△ 6,815,748</u>	7,975,328	
構築物	427,801		
減価償却累計額	<u>△ 371,530</u>	56,271	
工具器具備品	4,170,796		
減価償却累計額	<u>△ 3,553,934</u>	616,862	
車両運搬具	17,624		
減価償却累計額	<u>△ 17,624</u>	0	
図書		2,561,959	
美術品・收藏品		8,300	
有形固定資産合計		<u>17,346,221</u>	
2. 無形固定資産			
特許権		735	
ソフトウェア		130,469	
特許権仮勘定		6,017	
その他の無形固定資産		214	
無形固定資産合計		<u>137,435</u>	
固定資産合計			<u>17,483,657</u>
II. 流動資産			
現金及び預金		1,413,158	
その他未収入金		79,277	
前払費用		200	
立替金	654		
貸倒引当金	<u>△ 504</u>	150	
仮払金		<u>4,537</u>	
流動資産合計			<u>1,497,323</u>
資産合計			<u>18,980,981</u>
負債の部			
I. 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金等	755,752		
資産見返施設費	311,489		
資産見返補助金等	16,058		
資産見返寄附金	175,374		
資産見返物品受贈額	2,032,251		
特許権仮勘定見返運営費交付金等	<u>5,026</u>	3,295,953	
長期寄附金債務		165,918	
長期リース債務		<u>249,979</u>	
固定負債合計			<u>3,711,851</u>

貸借対照表

(2019年3月31日)

(単位 : 千円)

II. 流動負債			
運営費交付金債務	0		
寄附金債務	143,205		
前受受託研究費等	58,490		
前受受託事業費等	502		
未払金	347,642		
リース債務	99,442		
未払費用	34,495		
未払消費税等	3,618		
前受金	473		
預り科学研究費補助金等	19,458		
預り金	70,534		
流動負債合計	777,866	777,866	
負債合計			4,489,718
純資産の部			
I. 資本金			
地方公共団体出資金	18,300,200		
資本金合計	18,300,200	18,300,200	
II. 資本剰余金			
資本剰余金	2,354,909		
損益外減価償却累計額(△)	△ 6,829,896		
損益外減損損失累計額(△)	△ 108		
資本剰余金合計	△ 4,475,095	△ 4,475,095	
III. 利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金	383,300		
教育研究向上・組織運営改善積立金	87,240		
当期未処分利益	195,618		
(うち当期総利益)	(195,618)		
利益剰余金合計		666,158	
純資産合計			14,491,263
負債純資産合計			18,980,981

損益計算書

(2018年4月1日～2019年3月31日)

(単位：千円)

経常費用			
業務費			
教育経費	662,009		
研究経費	656,210		
教育研究支援経費	250,750		
受託研究費	302,239		
受託事業費	76,590		
役員人件費	65,470		
教員人件費	3,112,624		
職員人件費	1,168,177	6,294,072	
一般管理費			722,572
財務費用			
支払利息	101	101	
雑損			9,005
経常費用合計			7,025,752
経常収益			
運営費交付金収益		1,906,945	
授業料収益		3,390,523	
入学金収益		672,739	
検定料収益		128,130	
受託研究等収益			
国及び地方公共団体	13,482		
その他の団体	307,980	321,462	
受託事業等収益			
国及び地方公共団体	902		
その他の団体	81,913	82,816	
寄附金収益		39,322	
施設費収益		100,594	
補助金等収益		159,602	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	57,693		
資産見返施設費戻入	41,198		
資産見返補助金等戻入	6,305		
資産見返寄附金戻入	19,700		
資産見返物品受贈額戻入	5,718	130,616	
財務収益			
受取利息	1	1	
雑益			
財産貸付料収益	52,049		
証明書手数料収益	2,128		
講習料収益	1,111		
文献複写料収益	151		
科学研究費補助金間接経費収益	30,005		
その他雑益	31,914	117,360	
経常収益合計			7,050,115
経常利益			24,363
臨時損失			
固定資産除却損		0	0
臨時収益			
資産見返運営費交付金等戻入		0	
資産見返施設費戻入		0	
資産見返補助金等戻入		0	
資産見返寄附金戻入		0	
資産見返物品受贈額戻入		0	0
当期純利益			24,363
目的積立金取崩額			171,255
当期総利益			195,618

キャッシュ・フロー計算書

(2018年4月1日～2019年3月31日)

(単位 : 千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
人件費支出		△ 4,379,668
その他の業務支出		△ 2,236,819
運営費交付金収入		1,906,945
授業料収入		3,295,111
入学金収入		663,292
検定料収入		127,699
受託研究等収入		337,049
受託事業等収入		51,403
補助金等収入		164,822
寄附金収入		37,926
その他の収入		117,393
預り金の増減額(△は減少)		△ 27,650
貸倒引当金の増減額(△は減少)		504
業務活動によるキャッシュ・フロー		58,008
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△ 159,221
無形固定資産の取得による支出		△ 9,341
施設費による収入		130,400
小	計	△ 38,162
利息及び配当金の受取額		1
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 38,160
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出		△ 98,703
小	計	△ 98,703
利息の支払額		△ 107
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 98,810
IV 資金増減額(△は減少)		△ 78,962
V 資金期首残高		1,472,120
VI 資金期末残高		1,393,158

注 記 事 項

(単位 : 千円)

<p>(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳</p> <p style="margin-left: 20px;">現金及び預金勘定</p> <p style="margin-left: 20px;">うち定期預金</p> <p style="margin-left: 20px;">資金期末残高</p>	<p>1,413,158</p> <p>△ 20,000</p> <hr style="border: 1px solid black;"/> <p><u>1,393,158</u></p>
<p>(2) 重要な非資金取引</p> <p style="margin-left: 20px;">ファイナンス・リースによる資産の取得</p> <p style="margin-left: 40px;">有形固定資産</p> <p style="margin-left: 40px;">無形固定資産</p> <p style="margin-left: 40px;">受入資産の取得合計</p>	<p>82,554</p> <p>79,232</p> <hr style="border: 1px solid black;"/> <p><u>161,787</u></p>

利益の処分に関する書類
(2019年8月6日)

(単位：円)

<p>I 当期未処分利益</p> <p style="padding-left: 20px;">当期総利益</p>		195,618,127	195,618,127
<p>II 利益処分額</p> <p style="padding-left: 20px;">地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額</p>			
<p>教育研究向上・組織運営改善積立金</p>	<p><u>195,618,127</u></p>	<p><u>195,618,127</u></p>	<p><u>195,618,127</u></p>

行政サービス実施コスト計算書

(2018年4月1日～2019年3月31日)

(単位 : 千円)

I 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
業務費	6,294,072		
一般管理費	722,572		
財務費用	101		
臨時損失	0		
雑損	9,005	7,025,752	
(2) (控除)自己収入等			
授業料収益	△ 3,390,523		
入学料収益	△ 672,739		
検定料収益	△ 128,130		
受託研究等収益	△ 321,462		
受託事業等収益	△ 82,816		
寄附金収益	△ 39,322		
資産見返運営費交付金等戻入	△ 54,574		
資産見返寄附金戻入	△ 19,700		
財務収益	△ 1		
雑益	△ 87,355	△ 4,796,626	
業務費用合計			2,229,126
II 損益外減価償却相当額			402,314
III 損益外除売却差額相当額			0
IV 引当外賞与増加見積額			26,968
V 引当外退職給付増加見積額			△ 32,802
VI 機会費用			
地方公共団体出資の機会費用	-		-
VII 行政サービス実施コスト			2,625,607

注 記

(重要な会計方針)

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準
期間進行基準を採用しております。なお、退職一時金については費用進行基準を採用しております。
2. 減価償却の会計処理方法
 - (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。ただし、受託研究収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としております。
なお、リース資産については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。
主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	2～50年				
構	築	物	2～30年			
工	具	器	具	備	品	2～15年
車	両	運	搬	具	3～6年	

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいております。
なお、リース資産については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金及び見積額の計算基準
 - (1) 賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第88第2項に基づき計算された賞与引当金の当期増加額を計上しております。
 - (2) 退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第89第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
 - (3) 貸倒引当金については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権に係る回収可能性を個別に勘案して計上しております。
4. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
令和元年5月29日付け事務連絡「地方独立行政法人における行政サービス実施コスト計算書等の機会費用算定の取扱いについて(留意事項)」(総務省自治行政局、自治財政局)および平成28年4月25日付け事務連絡「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて(留意事項)」(総務省自治行政局、自治財政局)に基づき、0%で計算しております。
5. リース取引についての会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税及び地方消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。
7. その他
利益の処分に関する書類(案)を除き、記載金額は千円単位とし、表示単位未満については切り捨て表示しております。

(貸借対照表関係)

1. 資産見返施設費

資産見返施設費は、公立大学法人北九州市立大学施設整備補助金交付決定通知書に従い、施設整備補助金を備品等に充当したことから生じております。

2. 賞与引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額は296,899千円であります。

3. 退職給付引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は2,084,663千円であります。

(損益計算書関係)

施設費収益

施設費収益は、公立大学法人北九州市立大学施設整備補助金交付決定通知書に従い、施設整備補助金を業務費に充当したことから生じております。

(減損会計関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債に限定しております。
資金運用にあたっては地方独立行政法人法第43条の規定に基づいております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	1,413,158	1,413,158	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(行政サービス実施コスト計算書関係)

引当外賞与増加見積額については、地方公共団体からの派遣職員に係る金額△866千円を含みます。

引当外退職給付増加見積額については、地方公共団体からの派遣職員に係る金額△50,959千円を含みます。

(重要な債務負担行為)

当期以前に契約を締結し、翌期以降に支払いが発生する重要なものは次のとおりであります。

(単位：千円)

件名	契約金額	翌期以降支払予定額
管理運営補助業務委託(北方キャンパス)	141,037	47,012
清掃等業務委託(北方キャンパス)	110,030	36,676
清掃業務委託(ひびきのキャンパス)	75,783	25,261
警備等業務委託(北方キャンパス)	73,440	24,480
設備管理業務委託(ひびきのキャンパス)	55,620	44,496
インターネット出願システム等に係る業務委託	18,900	4,860

(重要な後発事象)

該当事項はありません。